NEWS



若者の消費者被害防止!啓発動画コンテスト

和4年4月1日から成年年齢がこれまでの20歳から18歳に 引き下げられ、いまの高校3年生や大学1年生の多くがい きなり成年になってしまいます。成年に達すると、親の同意を 得ずに一人でさまざまな契約ができるようになる一方で、未成 年者が親の同意を得ずに契約した場合にその契約を取り消すことができる「未成年者取消権」を行使することができなくなり ます。

そこで、新成人が悪質商法などによる消費者被害に遭わないように、徳島県では新成人や若者の消費者被害防止について知ってもらいたい、考えてもらいたいという思いを込め、消費者被害を防ぐ動画コンテストを実施しています!

若年者の消費者被害防止をテーマにした「30秒の動画(4K以上)」なら内容は自由で、応募者の年齢制限はありません。最優秀賞1名(グループ)には、賞状と賞金3万円が授与されるほか、作品が徳島県内映画館にて啓発動画として上映されます!

応募方法など、詳細は専用WEBサイト (https://seinennenrei-hikisagecp.com/) をご覧ください。



TISネットワーク通信 Vol.15 2021.10月発行